様式１－２

2024年　月　日

愛知・名古屋2026大会大会ネットワーク基本設計業務委託

守秘義務の遵守に関する誓約書

公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会

　事務総長　村手　聡　殿

商号又は名称：

所在地：

代表者名：

当社は、今般、公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会（以下、「組織委員会」という。）から、2024年６月11日付で公告のありました愛知・名古屋2026大会大会ネットワーク基本設計業務委託（以下、「本業務」という。）に係る総合評価方式一般競争入札において、本業務への提案に係る検討のみを目的（以下、「本目的」という。）として、本誓約書を提出した者に組織委員会から貸し出される資料（以下、「守秘義務資料」という。）の貸し出しを受けることを希望します。守秘義務資料の配布を受けるに当たっては、下記事項を遵守し、秘密を保持することを誓約します。

記

第１条（利用の目的）

１　当社は、本目的のためにのみ守秘義務資料の配布を受けるものであり、本目的以外の目的のために守秘義務資料を利用しません。

２　当社は、本目的を達するため必要な範囲及び方法で、当社が業務を委託する弁護士、公認会計士、税理士に対し、守秘義務資料の全部又は一部を開示することができるものとします。

３　当社は、様式１－３により、組織委員会に対して事前に書面による通知を行ったうえで、本目的を達するため必要な範囲及び方法で、構成企業（構成企業になろうとする者を含む。以下同じ。）、当社の関連会社（当社が出資を受けている親会社並びに当社の連結子会社及び当社の持分法適用会社を指す。）、本業務に関し業務の委託若しくは請負等を受ける者（以下、「第二次被開示者」という。）に対し、守秘義務資料の全部又は一部を開示することができるものとします。

４　当社は、自らの責任において、前二項の定めにより守秘義務資料の全部又は一部の開示を受けた者をして本誓約書に定める義務を遵守させるものとし、これらの者がかかる義務に違反した場合には、当社が本誓約書に違反したとみなされて責任を負うことを約束します。

５　当社は、守秘義務資料等の組織委員会から提供される全ての資料は、参考のために提供されるものであり、組織委員会はその内容の正確性について一切の責任を負わないことを承認します。

第２条（秘密の保持）

当社は、組織委員会から提供を受けた守秘義務資料を秘密として保持するものとし、前条に定める場合のほか、第三者に対し開示しません。但し、法律、命令、条例等（以下、「法令等」という。）により開示が義務づけられる場合はこの限りではありません。

第３条（善管注意義務）

当社は、組織委員会から提供を受けた守秘義務資料に含まれる情報が、組織委員会の業務上重要な情報であり、これが第三者に開示された場合には、組織委員会の業務又は事業に重大な影響を与える可能性がある情報が含まれることを了解し、守秘義務資料を、善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを約束します。

第４条（個人情報の取扱い）

組織委員会から提供を受けた守秘義務資料のうち個人情報に該当するものについては、法令等により組織委員会及び当社に認められる範囲内でのみ利用、保持し、かつ、法令等により組織委員会及び当社に要求されるところに従い適切な管理を行うことを約束します。

第５条（損害賠償義務）

当社の本誓約書に違反する行為により守秘義務資料が漏洩した場合、当社は、それにより組織委員会に生じた損害を直接賠償することを約束します。

第６条（期間、書類の破棄等）

１　当社は、本業務の落札者とならなかった場合、その事実が判明した時点（以下、「落札決定日」という。）で速やかに受領した守秘義務資料を、すべて破棄することを約束します。なお、本誓約書に基づく守秘義務その他の義務は、落札決定日以降も存続するものとします。

２　前項により破棄する守秘義務資料について、その全部又は一部の複製を行った場合（磁気ディスクその他の媒体への記録を含みます。）、落札決定日以降速やかにこれらを破棄又は消去することを約束します。但し、社内決裁資料に守秘義務資料に記載された情報が含まれ不可分一体となっている場合、及び、法令等により守秘義務資料に記載された情報を保持することが義務付けられている場合は、当社は当該資料・情報等を破棄等することなく、当社において適切に保管することを約束します。

３　当社は、本業務の受託者となった場合、本業務の契約期間が終了した時点（以下、「契約期間終了日」という。）で速やかに受領した守秘義務資料を、すべて破棄することを約束します。なお、本誓約書に基づく守秘義務その他の義務は、契約期間終了日以降も存続するものとします。

４　前項により破棄する守秘義務資料について、その全部又は一部の複製を行った場合（磁気ディスクその他の媒体への記録を含みます。）、契約期間終了日以降速やかにこれらを破棄又は消去することを約束します。但し、社内決裁資料に守秘義務資料に記載された情報が含まれ不可分一体となっている場合、及び、法令等により守秘義務資料に記載された情報を保持することが義務付けられている場合は、当社は当該資料・情報等を破棄等することなく、当社において適切に保管することを約束します。

第７条（準拠法、管轄）

１　本誓約書は日本法に従って解釈されるものとします。

２　当社は、本誓約書に関連する一切の紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

以上